

国 保・年金

20歳になったら『国民年金』

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともあります。「あ、のときに…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、20歳になる人には、日本年金機構から、加入のお知らせが届きますので、市役所または印旛支所・本笠支所へ資格取得届を提出してください。(20歳前に就職して厚生年金などに加入している人は、第2号被保険者となっているので、加入の手続きは不要です)。

国民年金課高齢者医療年金班 (☎内線288・289)。

収入などがなく保険料の支払いが困難な場合は「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)などの保険料免除制度があります。

年金相談所を開設

社会保険労務士による年金に関する相談所を開設します。

【学生納付特例制度】 学生の人は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

【若年納付猶予制度】 学生でない30歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金課高齢者医療年金班 (☎内線288)。

国民健康保険に加入している人全員が65歳以上74歳以下の世帯は、世帯主の年金から保険料が天引き(特別徴収)されます。

75歳以上の人が加入する後期高齢者医療では、原則として個人の年金から保険料が天引き(特別徴収)されます。

なお、年金受給額、所得金額、国保では世帯要件などにより、特別徴収の対象にならない場合もあります。

★納付方法を年金の特別徴収から口座振替へ変更するには

国民健康保険に加入している人全員が65歳以上74歳以下の世帯は、世帯主の年金から保険料が天引き(特別徴収)されます。

75歳以上の人が加入する後期高齢者医療では、原則として個人の年金から保険料が天引き(特別徴収)されます。

なお、年金受給額、所得金額、国保では世帯要件などにより、特別徴収の対象にならない場合もあります。

★納付方法を年金の特別徴収から口座振替へ変更するには

国民健康保険に加入している人全員が65歳以上74歳以下の世帯は、世帯主の年金から保険料が天引き(特別徴収)されます。

凡例

曜日

日時

会場

内容

対象

定員

参加費

申し込み

お問い合わせ

ホームページ

メールアドレス

その他

そのほか

携帯用電話

ミニ・ガイド パートI

◆新春市民囲碁大会

囲碁好きのみなさん、大勢ご参加ください。

1月12日(日)・午前9時30分～午後4時。

場総合福祉センター(竹袋)。

1,500円(女性1,000円、子ども700円)。

1月5日(日)までに左記へ。

印西市囲碁連合会事務局・吉田(☎461518)、小野寺(☎3916)。

◆小林地区ふれあい新春お楽しみ会

小林地区を中心に近隣地域のみなさんと新春をお祝いするとともに、小さい子どもから高齢者まで、昔懐かしいお正月の遊びや餅つき大会などを通じてふれあい、親睦と融和を図るお楽しみ会を開催します。

大勢のご参加をお待ちしています。

1月12日(日)・午前10時～午後3時(荒天中止)。

場小林北2丁目広場(小林駅北口)。

お正月遊び(たこあげ、こま回し、竹馬など)、演芸大会、餅つき大会、ビンゴゲームなど。

1人100円。

1月25日(土)・午後1時30分～3時(開場1時)。

場中央駅前地域交流館2号館(中央南)。

◆講師：広瀬恒子氏(親子読書

地域文庫全国連絡会代表・日本子どもの本研究会会員)。

無料。

他保育あり(3歳未満就学児、1人200円、予約制、1月15日までに左記へ)。

1月12日(日)・午前10時～午後1時。

1月25日(土)・午後1時30分～3時(開場1時)。

1月12日(日)・2月9日(日)・いずれも午前10時～午後1時30分。

1月25日(土)・午後1時30分～3時(開場1時)。